

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	資源・ごみ排出実態調査業務（家庭ごみ排出原単位調査）の委託について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	資源・ごみ排出実態調査業務（家庭ごみ排出原単位調査）
担当課	ごみ減量リサイクル課
目的	モニター世帯を対象に資源・ごみ排出実態調査を実施し、排出される資源・ごみの組成、資源の混入率、排出量等を調査・分析することにより、「一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料、「収集作業計画」の精度向上及び排出指導、普及啓発への活用を行う。
対象者	戸建住宅地域等のモニター世帯（約120世帯）
事業内容	<p>1 調査内容</p> <p>6地区約120世帯から燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ及び資源を調査サンプルとして回収し、区民1人1日当たりの資源・ごみ排出量（＝排出原単位）を調査する。</p> <p>2 調査対象</p> <p>戸建住宅地域等のモニター世帯（約120世帯）</p> <p>3 調査時期</p> <p>平成28年9月実施</p> <p>4 調査方法</p> <p>（1）受託事業者が、戸建住宅地域等の世帯を無作為に訪問し、調査についての説明を十分に行ったうえで調査協力を依頼する。</p> <p>（2）モニター世帯は区の収集曜日に基づき資源・ごみを排出し、受託事業者が調査サンプルとして全量回収する。</p> <p>（3）受託事業者は、回収した調査サンプルを区指定の調査分析場所に搬入し、モニター世帯別に外袋の形状、重量及び容積を測定する。また、組成項目毎の重量及び容積を測定する。</p> <p>（4）受託事業者は、調査分析終了後に区の排出方法に基づき分別し、速やかに調査サンプルを区へ引き渡す。</p> <p>5 調査実績</p> <p>（1）平成19年度家庭ごみ排出実態調査及び事業系ごみ排出状況アンケート調査 ※平成19年度第6回本審議会にて報告済み</p> <p>（2）平成23年度家庭ごみ排出実態調査 ※平成23年度第1回本審議会にて報告済み</p>

件名 資源・ごみ排出実態調査業務(家庭ごみ排出原単位調査)の委託について

保有課(担当課)	ごみ減量リサイクル課
登録業務の名称	資源・ごみ排出実態調査業務(家庭ごみ排出原単位調査)
委託先	未定(入札により決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 モニター世帯の住所、世帯主(代表者)氏名、世帯人数、年齢層
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	本調査を効率的かつ効果的に実施するとともに、収集データの解析・考察には専門的知識を必要とするため、業務委託を行う。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 モニター世帯の選定(個人情報の取扱いあり) 戸建住宅地域等の世帯に対し、戸別訪問により調査協力を依頼する。ただし、選定にあたっては年齢層及び世帯人数に留意する。 2 調査サンプルの回収(個人情報の取扱いあり) モニター世帯が排出した資源・ごみを調査サンプルとして全量回収し、区が指定する調査分析場所に搬入する。 3 調査サンプルの分析(個人情報の取扱いなし) 回収した調査サンプルは、モニター世帯別に外袋の形状、重量及び容積を測定する。また、組成項目毎の重量及び容積を測定する。 4 データの集計・解析・考察(個人情報の取扱いなし) 調査結果を集計し、各種既存資料を活用の上、区内で発生するごみ量等の推計を行う。また、調査の集計・解析結果を踏まえ、区が過去に実施したごみ排出実態調査等のデータとの比較・考察を行う。 5 調査報告書の作成(個人情報の取扱いなし) 調査の集計・解析結果及び考察結果に基づき調査報告書を作成する。
委託の開始時期及び期限	平成28年6月中旬から平成28年12月下旬まで(以降継続) ※本調査は隔年で実施予定
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 受託事業者の分析作業は、区職員立会いのもと区施設内で行い、分析作業が終了した調査サンプルは、区が処分する。 3 受託事業者が本調査で収集した個人情報は、委託業務終了後にすべて区が回収する。また、電磁的媒体における個人情報については、消去に区職員が立会う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 収集した個人情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 電子的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを入力するよう設定させる。 4 個人情報を委託業務の実施場所へ持ち出す際は、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 事業所及び委託業務の実施場所以外の場所において、本調査で収集した個人情報の出し入れを行わせない。 6 受託事業者が本調査で収集した個人情報は、委託業務終了後にすべて区に提出する。また、電磁的媒体における個人情報については、区職員立会いのもと、消去を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。